

小水力に係る従属発電に関する許可手続の見直し

農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内の従属発電設備の設置に係る水利使用許可については、河川の流量への影響が少ないとから、手続の簡素化や標準処理期間の遵守の徹底等の手続の見直しを図る。〈平成23年度中措置〉

【H23.4.8『規制・制度改革に係る方針』】

○特区制度を活用することで、許可手続の簡素化・円滑化を措置済み。

(1) 総合特別区域法による手続の簡素化・円滑化

総合特別区域において「特定水力発電事業」(従属発電事業)を行う場合の水利使用許可手続の簡素化、標準処理期間の短縮化

- ・平成23年8月施行
- ・平成23年12月総合特別区域の第一次指定
- ・今後、総合特区計画の認定がなされる見込み

(2) 東日本大震災復興特別区域法による手続の簡素化・円滑化

復興特別区域において「特定水力発電事業」(従属発電事業)を行う場合の水利使用許可手続の簡素化、標準処理期間の短縮化

- ・平成23年12月施行
- ・今後、復興推進計画の認定がなされる見込み

小水力に係る従属発電に関する許可手続の見直し(参考)



従属発電の水利権許可手続の簡素化・迅速化（河川法及び電気事業法の特例等）

1. 河川法及び電気事業法の手続の簡素化

現行制度

- 河川法（法第35条、第36条、第38条、第79条）
 - ①国土交通大臣の認可又は協議・同意
 - ②関係行政機関の長との協議
 - ③関係都道府県知事等への意見聴取
 - ④関係河川使用者への通知
- 電気事業法（第103条）
 - ⑤経済産業大臣への報告及び意見聴取

地域活性化総合特区（総合特区法）、復興推進計画（復興特区法）に記載された小水力発電（従属発電）に係る水利使用許可について、以下の特例措置を講ずる（※）

特例措置①

国土交通大臣の認可等を不要化

2. 標準処理期間の短縮化

現行制度

- 水利使用許可に係る標準処理期間
 - ①国土交通大臣が行うもの：10か月
 - ②地方整備局等が行うもの：5か月

特例措置②

相当程度短い期間に短縮（1ヶ月）

（※）河川管理者や都道府県知事、下流の利水者等が参画する地域協議会において、計画が協議された場合